

1 令和5年7回稲城市農業委員会総会を招集する。

2日 時 令和5年7月10日(月)
開議 午後3時00分
閉議 午後4時00分

3会 場 稲城消防署 講堂

4出席委員

1番 松本 信之	2番 塩野 清隆	3番 馬場 実
4番 伊勢川 岩根	5番 佐脇 博吏	6番 鈴木 明弘
7番 高野 進	8番 小池 喜一郎	9番 大塚 謙一
	11番 高橋 昌司	12番 笹久保 橋寿

5欠席委員

10番 川村 あや

6事務局

局長	関 口 美 鈴
係長	佐 藤 江美子
書記	原 島 啓 太

7議題

- (1) 会議録署名委員の選出
- (2) 第17号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について
- (3) 第18号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 第19号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査について
- (3) 第22号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (5) 第23号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (6) 第24号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について

議長 本日は、川村委員が欠席です。従いまして農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立いたします。なお、会期については本日1日とします。ただいまより、令和5年第7回稲城市農業委員会総会を開会します。それでは日程1、会議録署名委員の選出について議題といたします。これにつきましては議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 それでは、3番 馬場 実 君、4番 伊勢川 岩根 君を指名いたします。次に日程2、第17号議案生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について議題といたします。事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号205号については令和5年6月7日に会長、正副土地利用部会長、地元委員の高野委員と、受付番号206号については6月27日に地元委員の大塚委員と、受付番号207号については6月26日に地元委員の松本委員と、受付番号208・209号については6月26日に地元委員の高橋委員と現地調査を実施しております。それではまず受付番号205号について馬場土地利用部会長より説明願います。

馬場委員 3番委員の馬場です。受付番号205号については、令和5年6月7日に現地確認を行いました。結果、耕作がされている状況は確認できませんでしたが、事務局の説明にあったように今まで現場確認が出来ておらず、指導などを行っていなかったこと、また、ゴルフ場と境界を確定し、事業を行おうとしていた事の確認ができたことから、現地で話し合った結果、今回は主たる従事者証明を発行してよいと判断しております。

議長 次に受付番号206号について大塚委員より説明願います。

大塚委員 9番委員の大塚です。受付番号206号については令和5年6月27日に事務局と現地確認を行った結果、主たる従事者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

議長 次に受付番号207号について松本委員より説明願います。

松本委員 1番委員の松本です。受付番号207号については令和5年6月26日に事務局と現地確認を行った結果、主たる従事者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

議長 次に受付番号208号・209号について高橋委員より説明願います。

高橋委員 11番委員の高橋です。受付番号208号・209号については令和5年6月26日に事務局と現地確認を行った結果、主たる従事者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

議長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議長 質疑がありませんので、採決いたします。

議長 第17号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第 17 号議案については承認されました。次に日程 3、第 18 号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号 366 号については令和 5 年 6 月 26 日に地元委員の高野委員と現地調査を実施しております。

議 長 それでは受付番号 366 号について高野委員より説明願います。

高野委員 7 番委員の高野です。受付番号 366 号については、令和 5 年 6 月 26 日に事務局と現地確認を行った結果、適格者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終了しました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。第 18 号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第 18 号議案については承認されました。次に日程 4、第 19 号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査について議題といたします。事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号 12 号については令和 5 年 6 月 26 日に松本委員と現地調査を実施しております。

議長 それでは受付番号 12 号について、松本委員より説明願います。

松本委員 1 番委員の松本です。受付番号 12 号については令和 5 年 6 月 26 日に事務局と現地確認を行った結果、申請どおり事業計画は問題ないことを確認したので報告します。

議長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議長 質疑がありませんので、採決いたします。第 19 号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査について承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。したがって第 19 号議案については承認されました。次に日程 5、第 22 号報告 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事務局 (議案書をもとに朗読する。)

議長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第 2 条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程6、第23号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程7、第24号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について議題といたします。事務局報告願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。以上で、本日の全日程が終了しましたので、令和5年第7回稲城市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後4時00分閉会)